

「知る前契約・計画」に関する FAQ 集

2015年9月16日、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令が改正され、いわゆる「知る前契約・計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外の範囲が拡大されています。

日本取引所自主規制法人に寄せられる「知る前契約・計画」に関する主な質問及びそれに対する回答をとりまとめました。

なお、掲載している質問に対する回答は、「知る前契約・計画」に関する考え方のポイントを一般論として示したものであり、実際の事案における事実関係によっては異なる結論となる場合があります。ご了承ください。

目次

I. 「知る前契約・計画」の制度概要

1. 「知る前契約・計画」とは 3
2. 「知る前契約・計画」の制度趣旨 3
3. 「知る前契約」と「知る前計画」の違い 3
4. 「知る前契約・計画」の要件 3
5. 「知る前契約・計画」の形式 4
6. 「知る前契約・計画」の利用例 4
7. 未公表の重要事実を知っている場合の利用 5

II. 「知る前契約・計画」と証券会社への提出

8. 証券会社への提出趣旨 5
9. 提出先証券会社と売買執行先証券会社 5
10. 証券会社による内容確認 5
11. 証券会社への提出手続の省略 6

III. 「知る前契約・計画」の定め方

12. 期日の定め方 6

13. 期日ごとの売買総額または数量の定め方	7
14. 「契約・計画に基づく売買」の趣旨	7

IV. 「知る前契約・計画」の中止・変更

15. 契約・計画の中止	7
16. 契約・計画の変更	8

V. 「知る前契約・計画」の具体的利用場面での留意事項

17. 持株会の新規入会や口数変更	8
18. 持株会の退会処理	8
19. ストックオプション行使後の売却	9
20. 自己株式の取得	9

VI. 「知る前契約・計画」と社内体制

21. 「知る前契約・計画」と社内体制の整備	9
22. 個別の「知る前契約・計画」への対応	10

I. 「知る前契約・計画」の制度概要

1. 「知る前契約・計画」とは

Q.

そもそも「知る前契約・計画」とはどのような制度ですか。

A.

インサイダー取引規制により、未公表の重要事実を知った会社関係者等の売買は禁止されていますが、「知る前契約・計画」の要件を満たして売買を行った場合、インサイダー取引規制の適用除外となる制度です。

具体的には、上場会社の役職員等が、未公表の重要事実を知る前に、売買の予定など必要な記載をした契約・計画を作成するなどの手続きを踏んでおくことで、後になって未公表の重要事実を知ることとなっても予定通りの売買が可能となります。

2. 「知る前契約・計画」の制度趣旨

Q.

なぜ「知る前契約・計画」はインサイダー取引規制の適用除外となるのですか。

A.

インサイダー取引規制の趣旨は、未公表の重要事実を知った会社関係者等が、一般投資家に比べて情報面で優位にあるときの売買を許容することで、一般投資家から不公平な取引が横行する市場だとして証券市場への信頼が失われることを防止することにあります。

そのため、情報面での優位が発生する前、つまり未公表の重要事実を知る前に売買の決定がされている場合は、制度趣旨からすれば規制する必要がないと考えられるため、適用除外とされています。

3. 「知る前契約」と「知る前計画」の違い

Q.

「知る前契約」と「知る前計画」の違いはどのようなものですか。

A.

売買の予定をどのような形式で記録に残すかの違いです。基本的には1人でも作成できる「知る前計画」を利用すれば十分ですが、複数人の合意の中に売買の予定を盛り込んだ「知る前契約」に基づく売買も適用除外と認められます。

4. 「知る前契約・計画」の要件

Q.

「知る前契約・計画」はどのようにすれば利用できますか。

A.

「知る前契約・計画」により適用除外となるための要件は以下の3つです。

- ① 未公表の重要事実を知る前に作成した契約・計画に基づく売買であること
- ② 未公表の重要事実を知る前に契約・計画の写しを証券会社に提出していること
- ③ 契約・計画上、売買の対象銘柄、売買の別、売買の期日、期日ごとの売買の数量又は総額が特定されているか、期日・数量等を決定する裁量の余地がない方式が定められていること

また、期日や売買の数量・総額については、一定の条件を付けて、その条件を満たす特定の日や数量などを定めることもできますが、本人の裁量の余地がないように定める必要があります。

5. 「知る前契約・計画」の形式

Q.

「知る前契約・計画」の形式について制約はありますか。

A.

書面によるもの要件があり、金融庁より「電磁的記録により作成されたものは書面による契約・計画に該当しない」旨の考え方が示されているため、紙（書面）で作成する必要がありますが、それ以外には形式の制限はありません。

6. 「知る前契約・計画」の利用例

Q.

「知る前契約・計画」はどのような場面で利用できますか。

A.

例えば以下のような場面での利用が考えられます。

【役職員個人によるもの】

- ・ 持株会への入会・口数変更・退会時の清算
- ・ 役員就任時などの自社株買付け
- ・ ストックオプション行使後の売却 など

【上場会社によるもの】

- ・ 自己株式の取得
- ・ 担保株式の売却 など

詳細は「インサイダー取引規制の適用除外範囲の拡大に係る活用事例等説明会」講演資料の21～39ページをご参照ください。

[講演資料はこちら](#)

7. 未公表の重要事実を知っている場合の利用

Q.

未公表の重要事実を知っている場合は「知る前契約・計画」は利用できないのですか。

A.

実際に売買を行う時点で知っている未公表の重要事実を知る前に計画書・契約書の写しを証券会社に提出していれば、「知る前契約・計画」の要件を満たします。つまり未公表の重要事実を知っている場合でも、その情報が公表された後の売買を予定して「知る前契約・計画」を利用することが可能です。詳細は「インサイダー取引規制の適用除外範囲の拡大に係る活用事例等説明会」講演資料の11ページをご参照ください。

[講演資料はこちら](#)

II. 「知る前契約・計画」と証券会社への提出

8. 証券会社への提出趣旨

Q.

作成した「知る前契約・計画」について、証券会社に提出するのはなぜですか。

A.

未公表の重要事実を知った後に、未公表の重要事実を知る前の日付で作成した「知る前契約・計画」をねつ造することができないよう、証券会社にいつ時点の「知る前契約・計画」なのか日付を確定してもらうこととなっています。

9. 提出先証券会社と売買執行先証券会社

Q.

「知る前契約・計画」を提出する証券会社は、実際に売買を行う際に注文をする証券会社に限られますか。

A.

制度上、そのような制限はありません。ただ、必ずしも証券会社側に提出を受け付ける義務があるわけではないため、契約書・計画書の提出前に提出を予定している証券会社に受付けの可否について確認をした方が良いでしょう。

10. 証券会社による内容確認

証券会社に提出した際に「知る前契約・計画」の内容を確認してもらえるのですか。

A.

制度上、証券会社に求められているのは、「知る前契約・計画」の提出日付の確認と提出を受けた契約書・計画書の写しの保管までであり、契約・計画内容の確認義務はありません。

ん。契約・計画内容が法令の要件を満たすかどうかについては、提出する側で確認する必要があります。

11. 証券会社への提出手続の省略

Q.

「知る前契約・計画」を証券会社に提出する手続を省略することはできないのですか。

A.

個人については、「8. 証券会社への提出趣旨」で述べたとおり、提出日付の確認を受ける必要があるため、省略することはできません。

上場会社であれば、適時開示などで計画・契約の内容を公衆の縦覧に供することでも対応可能ですが、その場合は公衆の縦覧に供された内容に反応した思惑による売買を招く可能性があることに注意が必要です。

III. 「知る前契約・計画」の定め方

12. 期日の定め方

Q.

「知る前契約・計画」の中で売買する期日を特定する必要があり、一定の条件を付けて、その条件を満たす特定の日を定めることも可能なようですが、具体的にどのような定め方が認められるのでしょうか。

A.

期日とは1日の意味であり、特定の具体的な日付を定めてあれば問題ありませんが、1日を超える期間や期限のように、その範囲内で裁量の余地があるような幅のある定め方は認められません。また、条件により定める場合も本人の裁量の余地がないように定める必要があります。

【認められる「期日」の例】

- ・具体的な日付＝「○年△月×日」
- ・複数の期日＝「○年の毎月 20 日」
- ・「○年△月×日以降、東京証券取引所における終値が初めて●円を超えた日の翌営業日」
- ・証券会社等に売買の期日を一任する

【認められない「期日」の例】

- ・期限だけ＝「△月×日までのいずれかの日」
- ・期間だけ＝「△月×日から○月□日までのいずれかの日」

13. 期日ごとの売買総額または数量の定め方

Q.

「知る前契約・計画」の中で期日ごとの売買総額または数量を特定する必要があるようですが、具体的にどのような定め方が認められるのでしょうか。

A.

期日ごとの売買総額または数量について、具体的な数値を定めてあれば問題ありませんが、期日ごとに定める必要があることには注意が必要です。

【認められる「期日ごとの売買総額または数量」の例】

- ・具体的な数値＝「総額〇万円」
- ・具体的な数値＝「△株」
- ・「〇月▲日から□月×日まで毎営業日●株」

【認められない「期日ごとの売買総額または数量」の例】

- ・範囲だけ＝「〇株以上△株以下の範囲で」
- ・「〇月△日から□月×日まで総額●万円／合計▲万株」

14. 「契約・計画に基づく売買」の趣旨

Q.

「知る前契約・計画」の要件として、「知る前に作成した計画書・契約書に基づく売買であること」が挙げられていますが、基づく売買とはどのような趣旨ですか。

A.

内閣府令上は、「契約の履行または計画の実行として売買を行う」との要件として定められており、定めた契約・計画どおりに売買を行わなければならないという意味です。契約・計画上、契約・計画された売買の一部実行や一部中止は認められないことに注意が必要です。

IV. 「知る前契約・計画」の中止・変更

15. 契約・計画の中止

Q.

「知る前契約・計画」を中止することは認められますか。

A.

契約・計画全体を中止して売買をしないことは認められるとされています。ただし、契約・計画の一部中止や複数の契約・計画の一部中止については、「14. 「契約・計画に基づく売買」の趣旨」で述べたとおり、基づく売買であるとの要件を満たさなくなる可能性があるため、一部中止は認められないと考えた方がよいと思われます。

16. 契約・計画の変更

Q.

「知る前契約・計画」の内容を変更することは認められますか。

A.

契約・計画の内容を変更することは認められますが、変更時点で契約・計画を新たに定め直すのと同じ取扱いとなります。つまり変更時点で「4. 「知る前契約・計画」の要件」で述べた要件を満たしている必要がありますし、契約・計画の証券会社への提出についてもやり直す必要があります。

V. 「知る前契約・計画」の具体的利用場面での留意事項

17. 持株会の新規入会や口数変更

Q.

持株会の新規入会や口数変更について「知る前契約・計画」による対応は必要ですか。新規入会や口数変更について年1、2回程度、時期を限定して受け入れています。それでは足りないでしょうか。

A.

最終的には会社としてご判断していただく事項となりますが、「知る前契約・計画」の要件を満たしていない場合、未公表の重要事実を知ったうえでの持株会の新規入会や口数変更については、インサイダー取引規制の適用除外の要件を満たさないという考え方が有力となっていることには注意が必要です。

18. 持株会の退会処理

Q.

持株会の退会処理について「知る前計画」を利用することはできますか。また、退会処理として、単元未満株式の売却と買増しの双方を定めるかたちで「知る前計画」を作成することは可能ですか。

A.

持株会規約において、定年退職時の退会処理に係る期日と単元未満株式の処理について定めておくことが考えられます。ただし、自己都合退職に伴う退会など任意の時期での退会については本人の裁量の余地がないとは言えないため、退会日を基準として売買期日を定めても「裁量の余地がない」の要件を満たさないのではないかと考えられます。

また、退会処理として、単元未満株式の売却と買増しの双方を定める場合、いずれかを選択して実施することとなる計画であるため、恣意的な売買が可能となり、「裁量の余地がない」の要件を満たさないと判断されるおそれがあります。

19. ストックオプション行使後の売却

Q.

ストックオプション行使後の売却について、「知る前契約・計画」を利用する場合に、売却期日を権利行使日と関連付けて定めることは可能ですか。また、株価の動向に応じた売却期日を定めることは可能ですか。

A.

売却期日を権利行使日と関連付けて定めることは可能ですが、その場合は権利行使日を特定するか、「裁量の余地がない」方式で定める必要があります。また、株価の動向に応じた売却期日の定め方として、例えば「〇年△月□日以降、東京証券取引所における当該株式の終値が初めて●円を超えた日の翌営業日」といったかたちの定め方は可能と考えられます。

20. 自己株式の取得

Q.

自己株式の取得について、「知る前計画」を利用する場合、通常定めるように買付期間や総額を定めるのみでは足りないのですか。

A.

「知る前計画」を利用する場合、原則として、買付けを実行する期日や期日ごとの買付けの数量または総額をあらかじめ定める必要があります。また、期日・数量については、信託方式・投資一任方式などで第三者に判断を委ねる方法も選択肢と考えられます。

VI. 「知る前契約・計画」と社内体制

21. 「知る前契約・計画」と社内体制の整備

Q.

「知る前契約・計画」の制度新設を受けて、社内体制について、どのようなことを検討すればよいですか。

A.

役職員の「知る前契約・計画」について、会社として契約・計画の内容を確認するか、確認の体制をどのようにするか、社内での制度周知をどのように行うか、などが主なポイントとなるものと考えられます。詳細は「インサイダー取引規制の適用除外範囲の拡大に係る活用事例等説明会」講演資料の43ページをご参照ください。

[講演資料はこちら](#)

22. 個別の「知る前契約・計画」への対応

Q.

「知る前契約・計画」の制度には複雑な部分があるため、個別の対応が困難になることが懸念されますがどのようにすればよいですか。

A.

個別の対応の手間を軽減するには、事前に利用可能な類型を整理して、ひな形や様式、あるいはガイドラインのような形で役職員に示しておくことが考えられます。その場合、それを外れた契約・計画のみ検討すれば足りるようにすることができます。

以上